

<可決された意見書>

米海軍航空機の部品落下事故の原因究明と再発防止を求める意見書

平成24年2月8日、米空母ジョージ・ワシントンの艦載機である電子戦機E A - 6 Bブラウラーから多数のジュラルミン製部品が落下し、うち1枚が走行中の車の屋根に接触する事故が発生した。

米海軍航空機による県内での部品落下は、今回の事故を含め過去10年間で17回発生し、米海軍航空機の安全管理のあり方に強い不信感を持たざるを得ない状況である。

また、事故直後に訓練飛行を再開し、部品落下の原因や防止策も公表されていないことは、本市住民にとってますます不安を募らせるものである。

よって本市議会は、部品落下事故に抗議するとともに、安全、安心な市民生活の実現を切実に願い、このような事故が二度と発生しないよう、国会及び政府におかれて、米国政府が次の措置をとるよう強く要請することを求めるものである。

- 1 2月8日の部品落下事故について、早急に原因を究明した上で結果を速やかに公表し、実効性ある再発防止策を確立すること。また、安全性が確認されるまでは、同機種の飛行を中止すること。
- 2 安全性の確保を最優先し、航空機の整備点検を確実に実施するなど、徹底した安全管理に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  
あ て

平成24年2月22日

相 模 原 市 議 会

<可決された意見書>

電力制度改革の推進等を求める意見書

東京電力株式会社は1月17日、燃料費増分を補填するため、4月から産業・業務向けである自由化部門の電気料金を平均17%もの大幅な値上げをすると発表し、更に一般家庭が対象となる規制部門についても政府に対して値上げを申請する方針を検討している。

しかしながら、現時点においても東京電力株式会社からは値上げの根拠である燃料費等の負担分の詳細や、賠償とあわせた経営合理化の具体的な内容が示されておらず、中長期的な見直しも不透明となっている。

昨年3月11日の東日本大震災発生以降、企業は計画停電への対応や節電に対する取組を推進して経営努力を行っているが、円高をはじめ企業を取り巻く経済環境が厳しい中での電気料金の値上げは、企業に深刻な打撃を与え、特に経営基盤の脆弱な中小零細事業者にとっては、経営環境の著しい悪化を招き、ひいては地域経済そのものへの影響が極めて大きいものとする。

また、需要家は東京電力株式会社以外の電気事業者を選択する機会が事実上困難であり、電気事業における地域独占の弊害が明らかになっている。更に、東京電力株式会社は、迅速な賠償の実現と改革の着手をうたう「総合特別事業計画」の策定に向けて検討を進めているが、再生可能エネルギーの導入拡大など望ましいエネルギーミックスを実現するためには、それを支える電力制度改革が不可欠である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、原子力発電所の停止に伴う追加コストをそのまま認めるのではなく、東京電力株式会社に対し、中長期的な視点からの抜本的な改革の確実な実行とその内容の情報開示を求めるとともに、電力制度改革の更なる推進に取り組みされるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  
あ て

平成24年3月26日

相 模 原 市 議 会

<可決された意見書>

東京電力福島原子力発電所事故に伴う放射性物質対策等に関する意見書

東日本大震災における東京電力福島原子力発電所の事故により、大量の放射性物質が放出され、国民の安全、安心に計り知れない影響を与えている。

本市においては、市民の不安の払拭を最優先し、学校・公園などにおける空間放射線量、給食食材や市が管理する簡易水道水、市内産農産物の測定と、土壌の放射能濃度の測定と除去、モニタリングポストの設置など様々な対策を講じているところである。

しかしながら、地方自治体を実施する対策には限界があり、国が原子力政策を国策として進めてきたことから、事故への対応は責任を持って行うべきである。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、東京電力福島原子力発電所事故の一刻も早い収束を図るとともに、国民の安全・安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く求めるものである。

- 1 食品の安全確保や放射性物質が検出された土砂等の安全な処理を含む放射性物質対策と、子供たちへの影響を最小限にするための対策の支援。
- 2 原子力発電所の安全確保や放射性物質に関する現状分析結果等の速やかな情報発信。
- 3 放射線量・放射能濃度測定、除染・汚染廃棄物の管理処分等を含めた対策に要する費用は国が責任を持って対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  あ て

平成24年3月26日

相 模 原 市 議 会

<可決された意見書>

**東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する特段の措置を求める意見書**

東日本大震災により生じた災害廃棄物は、被災地の生活再建や経済活動の復旧・復興の障害になっており、国の責任で県内処理される福島県を除く岩手、宮城両県の災害廃棄物の量は通常の数十年分に上り、地元の処理能力をはるかに超えていることから、災害廃棄物処理の停滞は喫緊の解決すべき課題となっている。

国において、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法及び東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法が公布されるなど法制度の整備も行われたが、いまだに災害廃棄物の処理が進んでいないのが現状である。

こうした中、本市議会としても災害廃棄物の広域処理については、放射性物質の新たな拡散防止を基本に、自治体が地域住民の理解を得て広域処理に取り組むべきであると考え、国による新たな枠組みの創設や財政的、技術的支援が不可欠である。

よって本市議会は、国会及び政府におかれて、災害廃棄物の広域処理を効率的かつ安全に推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望するものである。

- 1 災害廃棄物の安全性の基準、再生利用・最終処分も含めた一連の処理方法を早期に法的な枠組みとして確立し、広域処理に関する直接的、間接的経費全額を国が負担すること。
- 2 地方公共団体が災害廃棄物の処理を行うことの合理性、必要性のほか、処理に関する安全性について国民への説明を丁寧に行い、理解の促進に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣     あ て

平成24年3月26日

相 模 原 市 議 会

<可決された意見書>

非核三原則の法制化を求める意見書

我が国は、世界で唯一の被爆国であり、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現は被爆者の悲願であり、国民共通の願いである。

相模原市は、恒久的な世界平和を願い、昭和59年12月には、「核兵器廃絶平和都市」宣言を行い、国是である非核三原則が遵守されすべての核兵器が廃絶されることを強く希求してきたところである。

しかしながら、依然として戦争の恐怖が絶えることのない世界にあって、我が国は、唯一の被爆国として、更に大きな役割を果たすことが求められており、非核三原則の法制化は、我が国の断固とした核兵器廃絶と恒久的な世界平和を求める意志表示であり、国際社会において主導的役割を發揮することができるものと考ええる。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、非核三原則の法制化を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国 会  
内 閣  
あ て

平成24年3月26日

相 模 原 市 議 会